

特定非営利活動法人ローンボウルズ日本 倫理規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人ローンボウルズ日本（以下「本法人」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わるすべての関係者が、本法人の社会的使命、を自覚しこの規定理念が具体的行動と意思決定に生かされるように図ると共に、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定の適用範囲は、本法人に登録している者（以下「会員」という。）並びに本法人の役員、職員、専門部長及び部員（以下「役職員」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 本法人に登録している者とは定款第6条に規定する正会員、普通会員、賛助会員をいう。
- (2) 役員とは定款第13条に規定する理事および監事をいう。
- (3) 職員とは定款第20条に規定する事務局長および職員をいう。
- (4) 専門部長および部員とは理事会により指名された者をいう。

(組織の使命および社会的責任)

第3条 役職員は、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営に当たらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 会員及び役職員は、関係法令及び本法人の定款、関係規定等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないように適正に行動しなければならない。

(遵守事項)

第6条 会員及び役職員は、暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、差別、賭博、ドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 会員及び役職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 会員及び役職員は、日常の行動について規律を重んじ、職務や個人的地位を利用して自己の便宜を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員は、補助金・助成金等の経理処理に関し、NPO法人会計基準に基づき適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本法人の信頼を確保するように責任ある行動を取らなければならない。

6 会員及び役職員は、その他、別に定める「懲戒規定」にある違反行為をしてはならない。

(違反による処分等)

第7条 理事長は、会員及び役職員に第6条の遵守事項に違反する行為があったと認められる場合は、本法人「懲戒規定」に基づき、相当の処分をするものとする。

(業務改善の求め)

第8条 理事長は、加盟登録団体及びその他の団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実を開示し、その他本法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 役職員は、事業活動に関する公正性、透明性を図るため、活動状況・運営内容・財務資料等を整理し、必要に応じていつでも開示できるようにし、補助金等交付団体や寄付者をはじめとした社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 役職員は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分な配慮をしなければならない。

〈研鑽〉

第12条 会員及び役職員は、事業活動の成果向上のために、絶えず自己研鑽に務めなければならない。

附則

1 本規則は、令和2年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人ローンボウルズ日本 懲戒規定

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人ローンボウルズ日本（以下「本法人」という。）の定款に定める、子どもから高齢者まで幅広い年齢層並びに障がいのある人たちにも対して健康増進とコミュニケーションを図る生涯スポーツとしてのローンボウルズの普及振興事業を行い、もって健全な地域社会作り貢献する、という重要な役割に鑑み、本法人の事業執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びローンボウルズ競技における不適切な行為の絶滅を図り、もって本法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定の適用範囲は、本法人「倫理規定」第2条に規定する会員及び役職員とする。

(違反行為)

第3条 会員及び役職員は次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- 1) 正当な理由なく、本法人の指示命令に従わないこと（指示命令違反）
- 2) 本法人の名誉または信用を著しく毀損する行為（名誉棄損行為）
- 3) 身体的暴力、暴言、いじめ、モラルハラスメント、パワーハラスメント、不当な差別等の行為（暴力・暴言・差別行為）
- 4) 指導に必要な範囲を明らかに越えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為（セクハラ行為）
- 5) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規定に反するドーピング違反行為または法令で禁止されている薬物の使用や所持（ドーピング違反）
- 6) 反社会的勢力との交際（反社会的行為）
- 7) 競技において金銭を直接的に賭ける行為（賭博行為）
- 8) 代表選手の選考等において意図的に不公正な選考をすることに関与すること（不公正選考）
- 9) 競技において意図的に不適切なプレーをしたり判定をすることで不公正を実行する行為（八百長行為）
- 10) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本法人の財産の横領、不適正な支出等の不正経理に関与すること（不適切経理）
- 11) 職務に関して不正な利益を供与し、申し込み、要求または約束すること（不正利益供与）
- 12) 関係法令や本法人の定める諸規定に著しく違反すること（法令・規定違反行為）

(違反行為の申告)

- 第4条 会員及び役職員は、違反行為を発見したときにはこれを理事長に直接申告するものとする。
- 2) 理事長が違反行為の当事者である場合は、副理事長が理事長に代行するものとする。
 - 3) 違反行為の申告は書面（様式自由）によるものとし、これを直接手渡しまたは郵送またはFAXによる送付または電子メールによる送付のいずれの方法でも可とするものとする。

(違反行為の確認・調査)

第5条 理事長（または副理事長）は、違反行為の申告があったときには調査委員を指名してその事実確認・調査を実施させるものとする。

- 2 理事長は、申告された違反行為の内容によっては、本法人の加盟登録団体に調査・処分を委ねることができる。

(守秘義務および不利益取り扱いの禁止)

第6条 違反行為の申告を受けた理事長（または副理事長）および理事長（または副理事長）から調査委員に指名された者は、申告者を特定できる情報や申告内容に関する情報を部外者に漏洩してはならない。

- 2 違反行為の申告を受けた理事長（または副理事長）および理事長（または副理事長）から調査委員に指名された者は、申告者に対して本人の不利益になるような取り扱いをしてはならない。

(懲戒委員会の設置)

第7条 理事長は、事実確認・調査が終了した時点で本法人による処分が必要であると認める場合には懲戒委員会を設置する。

- 2 懲戒委員会の委員は、中立的な立場を有する本法人の正会員ならびに役員または学識経験者で構成し、5名以上とする。
- 3 懲戒委員会は、理事長から当該事案の調査結果報告を受け、審議の上、処分案を理事長に答申するものとする。
- 4 処分の対象になった者に対しては弁明の機会を与えなければならない。

(違反行為に対する処分の種類)

第8条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により処分を受ける。役職員が会員である場合には、役職員としての処分と会員としての処分を併せて実施することができる。

- 2 処分の基準は下表のとおりとする。

処分の基準	解任・除名	警告	譴責	戒告
指示命令違反	○	○	○	○
名誉棄損行為	○	○		
暴力・暴言・差別行為	○	○	○	○
セクハラ行為	○	○	○	○
ドーピング違反	○	○		
反社会的行為	○	○		
賭博行為	○	○	○	○
不公正選考	○	○		
八百長行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
不正利益供与	○	○	○	
法令・規定違反行為	○	○	○	○

- 1) 役職員に対する処分の種類
 - (1) 戒告：口頭による注意
 - (2) 譴責：文書による注意
 - (3) 警告：期間を定めての役員業務停止
 - (4) 解任：定款第 18 条に基づき解任する
- 2) 会員に対する処分の種類
 - (1) 戒告：口頭による注意
 - (2) 譴責：文書による注意
 - (3) 警告：期間を定めての会員資格停止
 - (4) 除名：定款第 11 条に基づき除名する
- 3 具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じて処分を決定する。過去において処分実績のある場合には、再処分であることを踏まえて処分内容を加重する。
- 4 処分の実施に併せて、本法人の実施する審判員資格等の喪失等の処分を行うことも妨げない。

(違反による処分等)

- 第 9 条 理事長は、本規定に基づき懲戒委員会の答申を受けて懲戒処分を行うものとする。
ただし、会員の除名および役員の解任については定款の定めにより総会の議決という手続きを経なければならない。
- 2 理事長は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知するものとする。

(不服申し立て)

- 第 10 条 本法人の処分に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。
- 2 選手選考結果の不服についても、当事者が希望すれば一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

附則

- 1 本規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。